動労千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒280 千葉市要町2番8号（動力車会館）

電話｜（鉄電）千葉 2935・2936番
（公）千葉（22）7207番

92.1.10 No.3520

何故千葉だけが？

土岐区長による大量減額攻撃を許すな

千葉運転区において、土岐区長による異常な労務支配が続いている。次の表を見ていただきたい。

習志野電車区	一名
習志野運輸区	一名
幕張電車区	一名
千葉運転区	二九名
勝浦運転区	二名
千葉駅	二名
亀戸駅	二名
長浦駅	一名
滑河駅	一名
四〇名	

これは、動労千葉組合員の昨年末手当てカットの実態表である。千葉運転区のみが、他の区と比較にならぬほど、減額者数が異様に突出していることがわかる。

赴任後は何と三倍

■土岐区長赴任（九〇年三月）

九〇年夏	二六名
九〇年末	四三名
九一年夏	二五名
九一年末	二九名
百三三名	

さらに、右の表は、前半が土岐区長の赴任前、後半が赴任後の千葉運転区の状況である。

これを見れば、事態はもはや歴然としていると言える。土岐区長が赴任して以降、千葉運転区の各期手当ての減額者が、何と三倍になっているのだ。度重なる大量減額攻撃の理由はただ一つ、土岐区長による「動労千葉憎し」の個人的心情だけなのである。

しかし、現実が示しているものは、JR総連と結託し「動労千葉つぶし」だけを唯一の“とりえ”として成り上がり、二年間区長を努めながら、結局土岐区長についていく者は、当局内部にも誰もいなかった、ということである。

それにしても、二年間に渡ってこれだけ大量の減額者を出し続ければ、本来、区長の管理能力こそが問われなければならないはずである。土岐区長は、そのことに気がつく常識すらもちあわせていないのだ。団体交渉のたびごとに、当局側交渉員が答えに窮してしまい、困ったような顔をしながら、「土岐区長は良い区長だ。りっぱな区長だ」と繰り返す以外にないという状況すら、全く意に返さないようでは、まさに区長失格と言うほかはない。

年・時期	減額者
八八年夏	一〇名
八八年末	九名
八九年夏	六名
八九年末	九名
合計	三四名

土岐区長は、市東君に対する理由なき兼務停止を、直ちにやめろ!!

「宿舎明渡し公判」での反動判決弾劾！直ちに控訴、裁判所は審理を尽くせ！

昨年十二月十九日、千葉地裁民事第二部（並木裁判長）は、「宿舎明渡し公判」の反動判決を下した。われわれは、この反動判決を断じて許すことはできない。

そもそも、JRによって起こされたこの訴訟の真の目的は、動労千葉の破壊・弱体化である。だからこそJRは、解雇の可否をめぐって、裁判が継続中であるにもかかわらず、宿舎の明渡しを求めるという、前例のない非常識な手段に訴えたのだ。つまり裁判の目的自身が不当労働行為であり、明らかな「訴権の濫用」なのである。

しかし千葉地裁は、ひとりの証人調べも行わず、組合側の主張を一切聞きもしないまま、裁判を一方的に結審し、JR側の主張に全て寄りかかって、反動判決を下したのである。少なくとも、審理を尽くすのは、裁判所の最低限の義務であるはずだ。

「宿舎明渡し公判」で訴えられた仲間のほとんどが、八五・一一第一波ストの解雇者だ。そして並木裁判長は、「第一波ス卜解雇公判」と同じ裁判長である。「第一波公判」は、昨年十一月に結審し、現在「判決待ち」の状況にある。並木裁判長は、このことを百も承知で、解雇の可否すら判断が出ていない段階で、あえてこの判決を行なったのだ。まさに、裁判所の見識を疑わざるを得ない。

動労千葉は、ただちに、十二月二七日、控訴手続きを行なった。本件裁判闘争の勝利と、山場を迎えている不当解雇撤回闘争の勝利に向けて、全力をあげて総決起しよう！